

<市町村ごとの応急仮住宅の供与期間の状況>

市町村		【現行】 H30年度 =H31.3	【延長方針】 H31年度 =H32.3	【今後の方針】 H32年度 =H33.3
南相馬市・川俣町・川内村 ※南相馬市は帰還困難区域を含む。		供与	終了 (特定延長) 川内村を除く	
葛尾村・飯舘村	解除		終了 (特定延長)	
	帰還困	供与	延長	終了
富岡町・浪江町 (帰還困難区域を含む)		供与	延長	終了
大熊町・双葉町 (帰還困難区域を含む)		供与	延長	今後検討

供与期間の延長(協議) → 国の同意 → 公表(赤字点線枠)